

委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第37条の規程に基づき、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）が設置する委員会の構成及び運営に關し、必要な事項を定める。

(委員会の種類及び分掌)

第2条 埼環協が設置する委員会は常任委員会及び特別委員会とし、名称及びその分掌業務は次のとおりとする。

(1) 常任委員会

① 総務委員会

- ・ 総会、新春講演会の開催に関すること
- ・ 定款、規約等に関すること
- ・ その他各常任委員会に属さないこと

② 業務委員会

- ・ 環境測定分析事業や環境思想の普及、啓発に関すること
- ・ 環境測定分析事業に係る関係者との交流に関すること
- ・ その他業務活動に関すること

③ 技術委員会

- ・ 環境測定技術の向上に係る研修会等の開催に関すること
- ・ 環境測定技術の向上に係る共同実験の実施に関すること
- ・ その他技術向上、研鑽活動に関すること

④ 広報委員会

- ・ 埼環協ニュース発行に関すること
- ・ 埼環協通信発行に関すること
- ・ その他広報活動に関すること

(2) 特別委員会

上記常任委員会で所掌しない事項で、理事会から検討を要請された事項

(常任委員会の委員)

第3条 正会員及び賛助会員は、前条の(1)の常任委員会の一つ以上に必ず所属しなければならない。

2 委員は各常任委員会の委員長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

4 委員は無報酬とする。

(委員会の委員長等)

第4条 各委員会には委員長1名を置き、理事会で承認し会長が委嘱する。

2 委員長は委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、委員会活動を遂行する上で必要と認めた場合は顧問を置くことができる。

4 委員長は、委員会を統括する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故又は欠けた場合はその職務を代行する。

(特別委員会の委員)

第5条 特別委員会の委員は、第4条第1項で委嘱された委員長が選任し委嘱する。

2 委員の任期は、理事会で定めた期間とする。

3 委員は無報酬とする。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要に応じ委員会を開催しなければならない。

2 委員会で決議を要する事案があった場合は、出席した委員の過半数を持って決めるものとする。ただし、可否が同数の場合は、委員長が決裁することができる。

3 委員長は、委員会の開催ができず決議を必要とするときは、書面又は電子媒体をもって委員の意見を徴収し委員会の決議に代えることができる。この場合において、委員長はその結果を委員に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 各委員会は、審議の経過及び結果を記録した議事録を作成し、遅滞なく理事会並びに広報委員会に報告なければならない。

(予算執行)

第8条 委員長は承認された予算を執行する。

2 予算の執行は、計上した科目毎または委員会予算の範囲で行う。

3 各委員会は、事業の執行状況に応じて、研修会等の会費の徴収額を決定できる。決定した内容は、理事会に諮り承認を受ける。

4 委員長は、予算の執行状況を半期に1度、事務局に報告する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。